

# 日本共産党

## 高槻市議員団

# 市政資料

発行／  
日本共産党  
高槻市議員団  
高槻桃園町2-1  
電話  
072-674-7230  
FAX  
072-674-3202

中村れい子 ☎685-6686  
宮本雄一郎 ☎695-1900  
きよた純子 ☎676-5068  
出町ゆかり ☎655-8513

# 新型コロナウイルス感染拡大に伴う 緊急事態宣言を31日まで延長

## 国は第2次補正を速やかに編成し、 くらしの補償、医療を強化する対応を

緊急事態宣言が延長になり、暮らしと経済への影響は計り知れません。倒産・廃業の件数は4月に入って急増しています。何とか持ちこたえていた業者も、さらに1カ月の営業自粛となれば、まさに死活問題です。

10万円の給付と業者への持続化給付金は1回切りです。新型コロナウイルス感染拡大を確実に防止するためにも自粛と補償を一体にした対策が求められています。第2次補正では、日本共産党は、家賃など固定費の支援と雇用者調整助成金を「コロナ特例」にして、働いている人の収入・賃金の8割を、上限30万円として補償するスキームをつくることなど提案しています。4日の記者会見で安倍首相は第2次補正で家賃負担の軽減、雇用調整調整金の拡充、アルバイト学生への支援の追加措置を表明しました。国民生活を支えるための財政措置を打ち出す必要があります。

## 5月臨時議会開かれる

新型コロナウイルスの感染拡大に対応するため臨時議会を5月1日に開催。日本共産党市議員団の質疑の内容を掲載します。

## PCR検査を増やす努力を

行政検査は保健所、接触者外来を通じて検査をします。市は、その行政検査1万2千件分、医師の判断とする保険適用の検査を720件予算を計上しました。保険適用の検査は診療報酬が少なく、医療機関の負担も大きいので件数が増えません。国が予算を付けることが必要です。また、無症状の感染者を見つげるために検査を増やすことが必要だと質問。市は感染状況を注視し対応するつもりです。

次に、大阪府の1日の最大検査件数、実際の検査数を質問し、現在、府の1日最大検査数は890件、1日平均は500件と市は答弁しました。

## 高槻市の対応

### ●小中学校

5月10日までとしていた小中学校の臨時休業期間を、5月11日～5月31日までになりました。※ただし、今後の感染拡大状況により、変更する場合があります。

子どもの心身の状況、生活や学習の状況を把握し、適切な指導を行うために休業期間中に登校日が設けられます。初回登校日となる5月11日の週は、週に1回。翌週から2回になります。(幼稚園も31日まで臨時休業ですが、登校日はありません)

### ●保育所、学童保育

登園自粛要請期間も31日まで延長です。保育が必要な方は各施設、事業所に「保育利用申請書」を提出すれば、保育の利用は可能です。4月24日から保育利用申請書の提出が必要になっていますが、一度、提出している場合は再度の提出は不要です。

## 国保の傷病手当

新型コロナウイルス感染症、または、疑いがある場合に雇われている人に限り傷病手当が支給されますが、個人事業主やフリーランスの人は対象になりません。国会では、「自治体の裁量で対象を自営業者やフリーランスに広げること」も可能」と答弁しています。

市の判断で、対象者を広げることができます。個人事業主やフリーランスに対象者を広げても、市の負担は数百万円です。同じ国民健康保険に加入者に差をつけるべきではないと、対象拡大を求めましたが、市は国の基準通りにしたと答えました。今後、感染者があれば、支給対象にすることを要望しました。

## 新型コロナウイルスの影響で3割以上減収 国保・介護料の減額・免除の制度

新型コロナウイルスの影響で収入が2月以降に3割以上減少した場合に減免制度が受けられます。国保は今年度の保険料が決まる8月に申請です。支払いが困難な場合は相談のうえ支払いをストップできます。

# 一人10万円の給付金の手続き

給付金の申請書は5月中旬以降から順次発送予定です。  
※オンライン申請は受付を開始しています。

市から郵送された申請書に「振込先口座」を記入し、振込先口座の確認書類（通帳など）口座番号がわかる物のコピーと本人確認書類（運転免許証、国民健康保険証、後期高齢者医療保険証、生活保護受給証明書、年金手帳など）のコピーとともに市に返送します。申請期間は申請受付開始日から3か月以内です。

**要注意！**  
ここをチェックすると受け取れません！

詐欺には用心してください！  
市や総務省等が銀行のATMの操作をお願いすることは絶対にありません。不安に感じたり、個人情報や口座情報を伝えてしまった場合は、すぐに警察や消費生活センター（072-682-0999）へご相談を。

## 消費税増税分で介護保険料軽減を実施

保険料段階	公費投入前	2018年度	2019年度	2020年度
第1段階	保険料額(年額)	30,500円	22,875円	18,300円
	保険料率	0.50	0.375	0.30
	軽減額(累積)	-	▲7,625円	▲12,200円
第2段階	保険料額(年額)	39,650円	32,025円	24,400円
	保険料率	0.65	0.525	0.40
	軽減額(累積)	-	▲7,625円	▲15,250円
第3段階	保険料額(年額)	42,700円	41,175円	39,650円
	保険料率	0.70	0.675	0.65
	軽減額(累積)	-	▲1,525円	▲3,050円
消費税率		8%	8%⇒10%	10%

消費税の引き上げによる財源で、65歳以上の介護保険料(第1から第3段階)が軽減されます。2020年度分(2020年4月から1年間)の65歳以上の保険料は左表の右端の通り。減免に申請の必要はありません。

## 市独自の新型コロナでの支援策

- 水道料金(基本料金)の減免  
6月から9月までの基本料金の5割を減額する。
- ひとり親家庭の児童扶養手当を増額  
ひとり親家庭に児童扶養手当対象児童1人当たり2万円が支給されます。6月中に支給予定で、詳細は対象者へ市から案内があります。
- コロナの影響で失業、内定取り消しの人を、市が臨時職員として募集(10人)します。
- 中小企業支援給付金(20万円)  
休業要請支援金(府・市共同支援金)の対象とならない事業者で、2月17日以降に融資を受けている事業者に20万円を支給します。

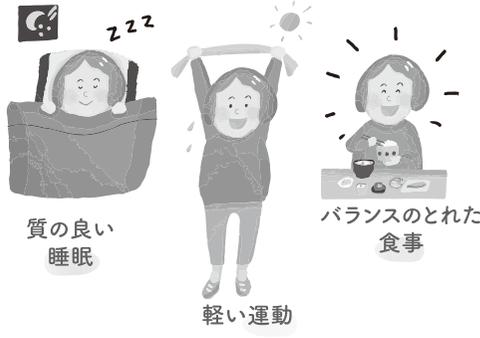
## 新型コロナ関連 国や府の事業主などへの支援

- 国の持続化給付金  
売上げが前年同月比5割減。  
●法人は200万円 ●個人事業者は100万円(ただし昨年1年間の売り上げからの減少分が上限額)。

### 府と市の休業要請支援金

4月21日から5月6日までの間休業、8時まで営業など府の要請に全面協力したお店など。売上げが前年同月比5割減。今年3月までに開業していれば対象になります。

●中小企業100万円 ●個人事業主50万円。



## 納税猶予制度の利用を

国税(所得税、法人税、消費税等)、地方税(住民税、固定資産税等)が、新型コロナの影響により収入が前年比20%以上の減少で支払いが困難な場合、1年間、徴収の猶予を受けることができます。申請書の他、収入や現貯金の状況が分かる書類が必要です。提出が難しい場合は口頭での対応もできます。今後、半年間で必要な臨時的な支出なども考慮されます。